

第一回

岐阜広域合併協議会 開催される

岐阜広域合併協議会が四月一日に設立され、同日、第一回の協議会が岐阜市の長良川国際会議場で開催されました。

この協議会は、前身である「岐阜市・羽島市・柳津町・武芸川町・笠松町・北方町・岐南町合併検討協議会」で確認された事項等を踏まえ、二市三町（岐阜市・羽島市・柳津町・笠松町・北方町）で構成され、合併すること自体の是非を含め、合併のための諸条件を協議し、決定していくための法定協議会です。

合併検討協議会で

確認された事項

岐阜市の合併五原則

- 合併相手の自治体とは対等な気持ちで話し合っていく
- 合併相手の自治体の意向を十分尊重する
- 合併相手の自治体の庁舎は分庁舎機能を持ち、従来の行政サービスの維持に努める
- 合併相手のまちの文化、伝統を重んじる
- 将来ビジョンを共有する

合併の方式

限りなく新設に近い編入合併（地域連合型編入合併）

合併の期日

平成十七年三月まで

新市の名称

「現在の岐阜市の名称を残す」「平仮名によるぎふ市」などの意見

新市の事務所の位置

「県庁付近に建設」「現在の岐阜市庁舎」「当分の間、現在の岐阜市役所とし、将来的に新庁舎を建設する場合は、交通アクセスや財政状況等を考慮して検討する」などの意見

負担とサービスの事務事業調整の基本方針

一体性の確保（市民生活に支障がないよう一体性の確保に努める

こと。）

負担の公平（負担公平の原則に立ち、行政格差を生じさせないように努めること。）

市民福祉の向上（住民サービスおよび住民福祉の向上に努めること。）

健全な財政の運営（新市の健全財政に努めること。）

行政改革の推進（行政改革の観点から、事務事業の見直しに努めること。）

第一回岐阜広域合併協議会の会議報告

報告事項

岐阜広域合併協議会の設置について

岐阜広域合併協議会に係る諸規程の制定について

岐阜広域合併協議会幹事会規程

岐阜広域合併協議会専門部会規程

岐阜広域合併協議会専門調査検討班規程



協議会であいさつする広江町長